

パーキングパーミット制度の導入について

パーキングパーミット制度については、国土交通省が公表した「車いす利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」の中で、不適正利用の抑制に一定の効果があると報告されました。また、第 50 回推進会議にて報告しました、市内の車いす利用者用駐車施設調査の結果を踏まえ、パーキングパーミット制度の導入を決定しましたので、ご報告します。

1 パーキングパーミット制度について

車いす利用者をはじめとする障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、ご本人またはご家族からの申請に対して、対象者に利用証を交付します。

この利用証を対象者が、車いす利用者駐車区画に駐車する際にフロントガラスなどへ掲げることで、適正利用を周囲に P R し、不適正利用を抑止していく制度です。

2 車いす利用者用駐車施設調査について

(1) 調査結果

調査の結果、法令で定めた基準である 1 % を上回る車いす利用者用駐車区画の整備が行われていることがわかりました。

一方で、基準を上回る整備が行われているにも関わらず、必要としている方からは、「車いす利用者用駐車区画に停めたくても実際に停められない」ことや「パーキングパーミット制度を導入し、目視で必要な人が停めていると分かれば、認知度も適切な利用者も増えていく」との声を頂いております。

そこで、公共施設における車いす利用者用駐車区画を増設し、優先駐車区画（※）の確保を進めるとともに、適正な利用を図る目的でパーキングパーミット制度を導入することで、ハードとソフトの両面から環境を整備してまいります。

図 車いす利用者用駐車区画調査結果

	駐車区画数	車いす利用者用駐車区画数	優先駐車区画数	増設可能な車いす利用者用駐車区画数	増設可能な優先駐車区画
公共（545 施設）	19,325	657(3.4%)	125(0.6%)	192	286
民間（473 施設）	50,232	765(1.5%)	218(0.5%)	25	54
合計（1018 施設）	69,557	1,422(2.1%)	343(0.5%)	217	340

調査対象 公共：市内の公共施設（区役所、地区センター、地域ケアプラザなど）

民間：市内の民間施設（大規模小売店舗、スーパーマーケット、ドラッグストア等）、病院など

（※）優先駐車区画…車いす利用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として

施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの、移動に配慮が必要な方向への駐車区画

(2) 民間事業者を対象としたヒアリングでの主な意見

- 駐車台数そのものが少なく、車いす利用者用駐車区画の増設は難しい。
- 実際に車いす利用者用駐車施設を必要とされている方の中には、外見ではわからない方もおり、適正に利用されているのか施設管理者のほうで判断することが難しい。一律のルールがないため、現場での運用が徹底できていない。
- パーキングパーミット制度を導入するのであれば、車いす利用者用駐車区画を必要としない方にも、制度を広報、啓発することが必要。

3 パーキングパーミット制度導入について

(1) 制度開始時期

令和6年中

(2) 利用証の発行対象者

特定の障害者手帳交付者、介護保険認定者、難病患者等、妊産婦、けが人かつ歩行が困難である旨の申告のあった方を想定しています。

(3) 申請方法

所定のフォームによる電子申請又は申請書の郵送によるものし、対象者であることが確認できましたら、利用証を郵送します。

(4) 利用証のイメージ

障害者・高齢者等を対象とした（無期限）のもの、妊産婦・けが人等を対象とした（有期限）のもの2種類を想定しています。

種類	障害者、高齢者等用	妊産婦、けが人等用
有効期限	なし	あり
デザインイメージ		

利用イメージ
(フロントミラーにかける)



4 制度の周知について

制度導入前に関係団体へ説明を行っていくほか、チラシの配架、広報よこはま、SNS、専用アプリなどでお知らせします。また、障害者手帳や母子手帳の交付時、要介護認定等の更新時にご案内します。

あわせて、事業者にも働きかけを行い、ポスターの配布や制度へのご協力を依頼してまいります。